

産業廃棄物処理施設変更許可証

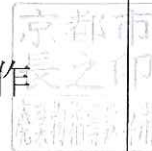
平成26年 6月20日

住所 大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目5番21号

氏名 木材開発株式会社
代表取締役 谷 正剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

京都市長 門川 大作



許可の年月日	平成26年 6月20日	許可番号	第165号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くずの破砕施設 木くず (以上1種類)		
設置場所	京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2 京都工場		
処理能力	290 t/日 (14.5時間), 20 t/時間		
許可の条件	1 施設の稼働に当たっては、地元との公害防止協定を遵守すること。 2 騒音測定等を定期的の実施し、施設が適正に稼働していることを確認すること。		
留意事項	1 施設の設置(変更) 2 計画内容等に変更が指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請 この許可証の写しは、 「優良産廃処理業者認定制度」に基づく情報開示に基づき掲載しているものであって、 廃棄物の清掃に関する法律施行規則第8条の4に基づく「委託契約書に付すべき書類」等に使用する事並びに当社の許可無しに営利活動等に用いる事を禁じます。 木材開発株式会社		